

## ドイツにおけるソーシャルワーカー養成教育を学ぶ —Bielefeld 応用科学大学ソーシャルワーク学士課程のカリキュラム事例より—

丸茂 あい菜<sup>1)</sup>

佐藤 昭洋<sup>2)</sup>

### はじめに

外国研究は、『社会福祉研究法——現実世界に迫る 14 レッスン』のなかで「外国研究の意義」として4つの意義が示されている。その第1に、「それぞれの国の歴史や文化、社会の状況などと合わせてその国が作りだしてきた社会福祉の考え方や制度を理解すること」がある。続けて第3には、「他国の経験から学ぶ」という点、第4に、『国際化』そのものを理解するという点<sup>3)</sup>が挙げられている。外国研究は、それぞれの国における国際化に伴う課題を明らかにするうえでも必要となっているとされている<sup>3)</sup>。

そしてなにより、「外国研究をするのであれば、その国を訪れるのが研究者としての基本的な姿勢であろう」とし、「その社会全体の持つ『温度』や『匂い』、一般の人々の日常生活の中での社会福祉の位置づけといったものは、実際に行ってみなければ（さらに言うと実際に暮らしてみなければ）、わからないものである」<sup>4)</sup>とあるように、筆者は現在ドイツに在住していることも強みに、外国研究の担い手の一人としてその条件に当てはまると考えた。

本研究では外国の対象を「ドイツ」に設定し、ドイツにおけるソーシャルワーカー養成教育について学ぼうとした内容となっている。これまでも、日本人によって日本に紹介されているドイツのソーシャルワーカー養成教育の研究は複数存在し、そのうち大学といった高等教育機関でのソーシャルワーカー養成教育に関する研究では、ドイツの学校システム制度から、カリキュラムとその内容まで踏み込まれている研究があった。今回の研究では、詳細な分析までには至っていないが、これまでの先行研究ではまだ対象とされていない大学を選定したことで、研究の独自性を多少は確保できたのではないかと考える。

本研究では、ドイツ連邦共和国ノルトライン＝ヴェストファーレン州デトモルト行政区群独立市である Bielefeld ; ビーレフェルト市、その市内にある FH Bielefeld University of Applied Sciences ; ビーレフェルト応用科学大学を対象とした。本大学のソーシャルワーク学士課程のカリキュラムについて翻訳、紹介、分析を行うことで、これまで紹介されてきたドイツ国家全体のソーシャルワーカー養成教育を理解するためにも、より広く様々な地域または学校を対象にするという点で、その研究の深度を押し広げていく一翼を担うことを目的とした。

本研究の方法は、基本的に文献研究となる。文献を用いる場合に注意したいのは、日本で翻訳された資料だけを用いることは避けなければならないという点である<sup>5)</sup>とされ、翻訳の作業過程で、翻訳者自身の解釈が入ったり、重要な点が見落とされていたり、文脈が切断されてしまう場合があるからで、翻訳が解説されたものだけではなく、必ず原典に当たるべきであるからとされている。その点において、本研究ではドイツ語で示されたカリキュラムを「原典」として、翻訳の際には日本で使用されている社会福祉分野の専門用語に可能な限り近づけるという配慮を行った。

研究の進め方の手順としては、①世界規模組織である「国際ソーシャルワーク学校連盟」についてその目的や理念を探り、②ヨーロッパ諸国における「ボローニャ・プロセス」を中心とした高等教育機関改革とソーシャルワーカー養成教育へ与えている影響についてまとめ、③2000年代以降に日本で紹介されたドイツにおけるソーシャルワーカー養成教育に関する先行研究の整理を行い、さらにその先行研究のなかから④ドイツの大学カリキュラムに関する分析結果の整理、そして⑤Bielefeld大学のソーシャルワーク学士課程カリキュラム事例の紹介、最後に事例の分析とまとめという構成に作成した。

## 註

- 1) 平成28年度東洋大学大学院博士前期課程修了。現在、ドイツ在住。  
ドイツ総合医療・福祉共同体「Von Bodelschwingsche Stiftungen Bethel ; ベーテル」にて有給実習生として1年6ヶ月間を過ごす。
- 2) 現在、東洋大学大学院博士後期課程在学中。平成21年度名寄市立大学保健福祉学部社会福祉学科一期卒業生。
- 3) 岩田正美・小林良二他(2011)『社会福祉研究法——現実世界に迫る14レッスン』、有斐閣、306-309ページ。
- 4) 1)の315ページ。
- 5) 1)の313ページ。

## 第1節 国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW)

“The International Association of Schools of Social Work (IASSW) is the worldwide organization of schools of social work and educators. It has represented the interests of social work education and the values of the profession globally for nearly 90 years. (国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) は、ソーシャルワーク学校と教育者からなる世界規模の組織です。ソーシャルワーク教育への関心、専門的な価値を90年近くに渡り世界で提供しています。)<sup>1)</sup>”とあるように、世界にはソーシャルワーク教育に関する世界規模の組織団体が存在する。

IASSWでは、“Advocacy (支持)”として、“Representation of social work education in international bodies, along with promotion of quality education and international collaboration are the enduring goals of the IASSW. (質の高い教育と国際連携の推進と共に、国際機関におけるソーシャルワーク教育を提示することがIASSWの永続的な目的です。)<sup>2)</sup>”と団体の設立目的を提示している。

また“Mission Statement (IASSW ビジョンとミッション)”では、“The International Association of Schools of Social Work (IASSW) is an international association of institutions of social work education, organisations supporting social work education and social work educators. Its mission is: (1. 国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW)はソーシャルワーク教育施設の国際連盟、ソーシャルワーク教育と指導者を支援する組織です。使命は: )<sup>3)</sup>”と示し、大きく四つのミッションを下記のように提示している。

- ① “To develop and promote excellence in social work education, research and scholarship globally in order to enhance human well being. (各国と各地域の、また国際的

な組織と協働して、世界中でソーシャルワーク教育を代表し、促進すること。) 4)”

- ② “To create and maintain a dynamic community of social work educators and their programmes (ソーシャルワーク教育者及び課程の活動的なコミュニティを形成し、維持すること).”
- ③ “To support and facilitate participation in mutual exchanges of information and expertise. (研究及びカリキュラム資源の相互交流への参加を支援し、促進すること.)”
- ④ “To represent social work education at the international level. (より公正で公平な世界のために、教育に関する戦略と政策を促進すること.)”

以上のことから、世界におけるソーシャルワーク教育すなわち、ソーシャルワーカー養成教育には、「質の高い教育」と「国際連携の推進」を目指している世界規模の組織団体が存在し、そのために世界各国、各地域における協働、連携、交流を通じた発展、より良いソーシャルワーク教育の開発のために繋がっていきこうという状況がある。

日本の福祉系大学も数多く加盟している IASSW を通じて、世界的な視野を持って各国のソーシャルワーカー養成教育を学ぶことは、グローバルな視点をもったソーシャルワーカー養成教育の提供へと繋がり、ひいては国際的視点を持ったソーシャルワーカーの誕生といった専門職者としての質の向上へ寄与する可能性を秘めることもさることながら、時代がそれを求めるようになってきていることも否めない。

このような世界の現状を踏まえたうえで、今度はヨーロッパにおけるソーシャルワーカー養成教育をみていくことにする。

## 註

- 1) IASSW ホームページ(2018) ” IASSW - A Brief History ” ,(https://www.iassw-aiets.org/brief-history/,2018.2.25 アクセス)
- 2) 1) と同じ。
- 3) IASSW ホームページ(2018) ” Mission Statement ” ,(https://www.iassw-aiets.org/brief-history/,2018.2.25 アクセス)
- 4) IASSW ホームページ(2018) ” Mission Statement ” ,(https://www.iassw-aiets.org/brief-history/,2018.2.25 アクセス)、『国際ソーシャルワーク学校連盟規約【仮訳】』「第1条：名称、理念、目的、運営構造 第2節 IASSW の理念と目標」。

## 第2節 ヨーロッパにおける高等教育改革とソーシャルワーカー養成教育

日本ソーシャルワーカー協会国際委員会委員長の岩崎浩三は、「ヨーロッパのソーシャルワーク教育が変わってきている」<sup>1)</sup>という。その背景には、「それは社会現象の変化やグローバル化によるところもあるが、高等教育制度の変革に伴って生じているところが大きい」とし、この変革の一連の過程を「ボローニャ・プロセス」と呼んでいる。

ボローニャ・プロセスとは、1988年ヨーロッパ諸大学の学長がイタリアのボローニャに集まり、「大学大憲章(The Magna Charta Universitatum)」を策定し署名したことに始まる<sup>2)</sup>。これがボローニャ・プロセスの基礎原則となった。その後1997年には、ヨーロッパ諸国における学術的可動性を推進するため、研究、修了証書、学位の相互承認を強調する「リスボン協定」、翌年フランス、ドイツ、イタリア、英国の教育大臣が調印した「ソルボンヌ

宣言」を経て、「ボローニャ宣言」と続いてきた背景があった。

ボローニャ宣言は、1999年ヨーロッパ29ヶ国の教育大臣がボローニャで会合し、宣言に署名したヨーロッパの高等教育改革構想の宣言である。この後2010年までに「欧州高等教育圏（EHEA）」を構築したのであった。

EHEAで導入したのは、次の六点である<sup>3)</sup>。

- ①比較可能な学位システムを導入する。また、「ディプロマ・サプリメント」と呼ばれる学位の学修内容を示す共通様式を使用することによって、統一性を高め、ヨーロッパ市民の雇用とヨーロッパにおける高等教育の国際競争力を高める。
- ②学部と大学院の2段階構造、3学位システムにする。第1段階は3～4年の学部とし、ヨーロッパの労働市場での適切な資格にする。第2段階は大学院とし、学位は修士号、第3段階は博士号とする。
- ③単位制の確立。「欧州大学間単位互換制度（European Credit Transfer System=ECTS）」を確立する。これにより大学間の移動がし易くなる。
- ④学生・教職員の自由な移動の障害を取り除き、流動化を促進する。
- ⑤比較可能な基準と方法を開発し、質の保証で協力する。
- ⑥高等教育にヨーロッパの視点・特色を促進する。

1999年のボローニャ宣言に始まったヨーロッパ29ヶ国の教育大臣による会合は、開催地を変えて2年ごとに進捗状況の報告と、取り組まなければならない課題の解決に向けて努力するための会合を継続開催している。

最新の欧州高等教育機関大臣会合は、2015年に開催された「MINISTERIAL CONFERENCE YEREVAN 2015（2015閣僚会議と第4回ボローニャ政策フォーラム）」であり、Yerevan, Armenia（アルメニア・イェレバン）において、2015年5月14～15日まで開催された。

その時の会合の成果として、“Among other issues the 2015 Yerevan Ministerial Conference attempted to identify the best ways to reinforce the Bologna Process in future and beyond 2020 and simultaneously strengthen the dialogue within and outside the EHEA. (2015年のイェレヴァン閣僚会議では、2020年以降、ボローニャプロセスを強化する最善の方法を特定し、同時にEHEA内外の対話を強化しようと試みた。) <sup>4)</sup>”と説明されている。

また、「共同教育プログラムにおけるアクレディテーションの認証を短期化するため、『欧州高等教育アクレディテーション協会（ECA）』によって『欧州アプローチ』が提案され、2015年5月に大臣会合（エレバン会合）で採択された」<sup>5)</sup>といった成果もあった。「欧州アプローチ<sup>6)</sup>では、主に①国別に特別な要件を定めずに、共同教育プログラムに求める統一基準を作ることで、プログラムの開発障壁を取り除き、②プログラムの共同性を的確に反映する質保証アプローチを提供することを目指すこと」<sup>7)</sup>が示され、また、「共同教育プログラムに参加している大学がプログラム評価を求められる場合は、『欧州質保証機関登録簿（EQAR）』に登録されている質保証機関が統一基準を用いて評価を行う」<sup>8)</sup>ことも提示された。次の会合は、まもなく迫った「2018年パリ閣僚会議」であり、フランス・パリにて2018年5月24日～25日の開催予定となっている。

このような過程と背景と変革により、ヨーロッパにおけるソーシャルワーク高等教育にも変化が起きている。では、その変化の内容とはどのようなものであったのか。

2000年7月に、カナダのモントリオールで開催された国際社会事業学校連盟（IASSW）と国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）との合同会議において、IASSWとIFSWの合同によりグローバル最低資格基準委員会が設置され、その委員会案として「ソーシャルワーク教育および養成のためのグローバル基準」が、2004年10月オーストラリアのアデレードにおけるIASSWとIFSWの総会で採択されたのであった。

グローバル基準を設ける主な理由として、「ソーシャルワーク・サービスの『消費者』、『クライアント』あるいは『サービス利用者』を保護する、ソーシャルワーク・カリキュラムとソーシャルワーク実践のグローバル化の影響を考慮する、グローバルなレベルでの大学間の連携を促進する、国家間のソーシャルワーカー移動を促進する、ソーシャルワーカーと非ソーシャルワーカーを明確にする、国際基準を念頭に国内基準を設定する、連携と学生や職員の国際交流を促進すること」が挙げられ、これはそのまま「ヨーロッパのソーシャルワーク教育の統一化の理由になっている」とされる<sup>9)</sup>。このことから、ソーシャルワーカー養成教育におけるグローバル基準の設定の必要性を求めていることがわかった。

だがその一方で、1999年のボローニャ宣言以来、EHEA加盟国はヨーロッパにおける教育を一致させようと努力している。だが、高等教育の学問領域の中でソーシャルワークは各国の政治、政策、制度に密接に結びついていることから、グローバル基準を各国一致させることが困難で他学問分野に比べて、一致の進み方が遅いようである<sup>10)</sup>。

「ソーシャルワーク教育および養成のためのグローバル基準」に基づくカリキュラムでは、国、大学、応用大学、高等専門学校、学部学科により、学問志向の学校と実践を重視する学校など、その教育機関のソーシャルワーク教育の伝統によって多少相違があるとされる。それでも、ソーシャルワーク教育の基盤として「社会学」、「心理学」、「法学」、「教育学」、「社会政策」、「社会福祉および家族法」、「ソーシャルワーク制度」、「社会医学」、「ソーシャルワーク倫理」、「ソーシャルサービスとカウンセリング」、「保健とリハビリテーション」が組み込まれていることが多い。同様にソーシャルワーク教科では、「ソーシャルワーク理論」、「ソーシャルワーク方法論」、「ソーシャルワークにおけるIT利用」、「ソーシャルワーク史」などが含まれている。そして「ソーシャルワーク実習」は最も重視されており、スーパービジョンを受けながら「200日」や「1セメスター」と実習期間が長く取られている<sup>11)</sup>。

## 註

- 1) 岩崎浩三（2008）『変わるヨーロッパのソーシャルワーク教育』、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会ホームページ、1 ページ。（<http://www.jasw.jp/kokusaiinfo/EUSW2008-03-19.pdf>、2018.2.25 アクセス）
- 2)、3) 1) の2ページ。
- 4) National Center of Educational Technologies (NCET) (2014) ” 2015 Ministerial Conference and Fourth Bologna Policy Forum ”, National Center of Educational Technologies (NCET) (<http://bologna-yerevan2015.ehea.info/pages/view/home>、2018.2.25 アクセス)、Bologna Process Secretariat (2018) ” MINISTERIAL CONFERENCE YEREVAN 2015 ”, (<http://www.ehea.info/cid101764/yerevan.html>、2018.2.25 アクセス)
- 5) 高等教育質保証の海外動向発信サイト：QA UPDATES - International (2017) 『ボローニャ・プロセス - 欧州アプローチ実行の過程で見た共同教育プログラムの課題』、独立行政法人大学改革支援・

学位授与機構評価事業部国際課 (<https://qaupdates.niad.ac.jp/2017/12/22/peerlearningactivity2017/>、2018.2.25 アクセス)

6) 「欧州アプローチ」とは、いわば共同教育プログラムの質保証を、欧州で統一した手法で行おうという提言書のことである。

7) 8) 5) と同じ。

9) 10) 11) 1) の6-7ページ。

### 第3節 日本におけるドイツのソーシャルワーカー養成教育に関する先行研究

これまでの日本において紹介されているドイツのソーシャルワーカー養成教育に関する先行研究について収集できた、近年の研究に限り年代順に整理していく。

2007年の春美静子による研究<sup>1)</sup>は、グローバリゼーションとボーダレス化の転換期にあたり、ドイツではソーシャルワーカー養成に関する議論が沸騰し、同時に新しい制度に移行したモデル的な取り組みも始まっていたドイツの体験が、日本のソーシャルワーカー養成制度にどのような示唆を与えることができるかを考察することを研究目的としたものであった。そのために、ドイツの大学における伝統的なソーシャルワーカー養成教育と、新たな課程のなかでのソーシャルワーカー養成教育を提示し、また当時の高等教育機関改革であったボローニャ・プロセスの内容を分析するものであった。

本研究の最後では、ドイツと日本の教育改革の流れを対比させている。ドイツの場合はEUという「外」からの圧力により、かなり強制的に進められたため、反発や問題もこれからまだまだ出てくるに違いないと予想したものであった。それに対し、日本の教育改革は養成の当事者である学校連盟や養成校協会といういわば「内」から起こった改革であった。全体の考察として、「ソーシャルワーカーを養成している大学側が、どれだけ現場の社会福祉の施設・機関とそれを管轄する中央や地方の関係官庁をこの改革に巻き込んで行けるかが成否の鍵を握っている。しかしながら、改革は目の前にあり、いずれの場合も失敗は決して許されないという点については共通している」<sup>2)</sup>と結んでいる。

2013年の三原の研究<sup>3)</sup>になると、NRW カトリック大学のソーシャルワーカー養成教育を紹介することで、ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育の特徴を述べることを目的としたものであった。そのため特に、「3. NRW カトリック大学のソーシャルワーカー養成教育」のなかで、「(1) 学部構成」から、「(2) ソーシャルワーク養成教育カリキュラム」、「(3) NRW カトリック大学のソーシャルワーク実践的取り組み」と紹介している。

まとめとして、ドイツのソーシャルワーカー養成教育は、「ヨーロッパのEU諸国の教育制度に影響を受け、3年間で学士と同時に資格を取得できるシステムであることが示された<sup>4)</sup>」と特徴を述べている。またその一方で、「今回、ドイツのソーシャルワーカー養成教育の特徴は、あくまでも、幾つかの文献とNRW カトリック大学をモデルとして示したに過ぎない。したがって、より広範囲の教育機関を対象とした実態把握を展開する必要がある<sup>13)</sup>」と課題を挙げている。このことから、本研究はBielefeld 応用科学大学というこれまで研究されてこなかった教育機関を対象を当てたことは、三原の挙げた課題に多少は応えられた形になったのではなかろうか。

2015年の豊田謙二の研究<sup>5)</sup>は、「ボローニャ宣言」から「ボローニャ・プロセス」への渦中であって、ドイツのソーシャルワーカー養成がどの点で改革され、どの点が保存されてい

るのか明らかにしようとした研究であった。その方法としては、可能な限り資料に基づき、具体的な実践事例をインタビューによって掘り起し、その養成改革における特性を鳥瞰することであった。ただし、ドイツのソーシャルワーカーに関する資料の入手が容易ではないようで、ソーシャルワーカーの養成自体が地域でしかも民間の非営利福祉団体によって担われてきた歴史があったことや、ドイツという国自体が官庁による調査資料に乏しいことを主な理由として挙げている。

豊田はこの研究で、「一般的に言えば、ドイツにおける『ソーシャルワーク』は、社会教育学的ソーシャルワークと社会的ワークというソーシャルワークという二つの概念における『上位概念』である。だが、仔細に検証すれば、『上位概念』としてのソーシャルワークは名前だけであり、実践的には、依然として『二つのソーシャルワーク』は生き続けているのである。とくに、ドイツ語の『soziale Arbeit』としてのソーシャルワークに解消されてはならない、そうした趨勢を感ずるのである」<sup>6)</sup>とその成果を示した。

また「ボローニャ・プロセス」に関して、「EUでの統一基準への準拠としての高等教育の改革、それはなお、改革の『改革』が今日的な課題とさえ言われる。統一への傾斜が強いほど、ヨーロッパでは地域的独自性が強く強調される。だからこそ、面積の小さなヨーロッパにおいてそれぞれの文化が、『地域』としてのアイデンティティを維持し続けているのである」<sup>7)</sup>とも主張している。

以上の先行研究から、近年のドイツにおけるソーシャルワーカー養成教育において、特に大学における教育内容の動向にあつては、「ボローニャ宣言」「ボローニャ・プロセス」が高等教育機関を改革してきている大きな転換点となっていることは否定できないようである。

## 註

- 1) 春見静子 (2007) 「ヨーロッパ大学圏の形成とドイツのソーシャルワーカー養成の転換—その展望と課題—」『医療福祉研究第3号』80-93、愛知淑徳大学医療福祉学部。
- 2) 1) の13ページ。
- 3) 三原博光 (2013) 「ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育：NRWカトリック大学を中心に」『人間と科学』13(1) 33-39、県立広島大学保健福祉学部誌。
- 4) 3) の5ページ。
- 5) 豊田謙二 (2015) 「ドイツにおけるソーシャルワーカー養成と実践の現在：ボローニャ・プロセスを挟んで」『総合科学』20(2)13-34、熊本学園大学論集。
- 6) 5) の21ページ。

#### 第4節 ソーシャルワーカー養成教育のカリキュラムに関する先行研究

ここでは前節で整理した先行研究のなかでも、大学カリキュラムについて調査した先行研究に注目し、各研究で紹介した大学カリキュラムについて整理した。大学カリキュラムについてより詳細に調査していた先行研究は、春見静子（2007）、三原博光（2013）、豊田謙二（2015）の三点であった。この三者が対象とした大学の中から、①アリス-サロモン専門大学（ベルリン）、③NRWカトリック大学（NRW州）、④専門単科大学デュッセルドルフ（デュッセルドルフ）の3校を選定した。各大学のカリキュラム内容を整理することで、ソーシャルワーカー養成カリキュラム研究の分析の視点とその成果を発見することができた。

##### ① アリス-サロモン専門大学（ベルリン）<sup>1)</sup>

名称：アリス-サロモン専門大学

学期構成（学士課程）とモジュール制：

全7学期あり、7学期分をさらに第1課程と第2課程に分ける。

第1課程は、3学期からなる基礎課程（モジュール）で社会福祉の基礎となる共通科目が配置されている。

1学期モジュール科目：「ソーシャルワークの歴史と理論」

「ソーシャルワークの分野、対象、組織」

「Propaedeutik u.Mentoring」

「ソーシャルワークの社会政策的基礎」

「ソーシャルワークの社会学的基礎」

「ソーシャルワークの法律的基礎」

「社会文化事業の分野と対象」

2学期モジュール科目：「ソーシャルワークの歴史と理論」

「ソーシャルワークの方法」

「ソーシャルワークの分野、対象、組織」

「Propaedeutik u.Mentoring」

「ソーシャルワークの社会政策的基礎」

「ソーシャルワークの社会医学と社会精神医学の基礎」

「ソーシャルワークの法律的基礎」

「社会文化事業の分野と対象」

3学期モジュール科目：「ソーシャルワークの方法」

「ソーシャルワークの研究方法」

「Diversity Studies 異文化ソーシャルワーク、ジェンダー研究」

「ソーシャルワークの心理学的基礎」

「ソーシャルワークの社会医学、精神医学の基礎」

「児童・青少年福祉法、成年後見法」

「社会扶助法、児童の保障と給付」

「外国語」

第2課程は、4学期からなる専門課程で、2学期ずつの2つのモジュールで構成され、選択モジュールとなっており、ソーシャルワークの分野や課題や組織に応じた、より専門



的なテーマが扱われる。

学生は自分の興味に応じて、プロジェクトモジュールとして選択することができる。1学期に配当されている単位数はどの学期も30単位で、卒業に要する単位数は210単位となっている。

すべての科目は以下の六分野のいずれかに属し、それらを組み合わせられることで目標に応じたモジュールを構成することができる。

第1分野：専門ソーシャルワークⅠ 基礎

第2分野：ソーシャルワークの人間科学、社会科学、精神科学の基礎

第3分野：ソーシャルワークの法的側面

第4分野：ソーシャルワークにおける文化、美学、情報

第5分野：専門ソーシャルワークⅡ 分野、専門領域、学際的な関連性

第6分野：国際ソーシャルワーク

実習の位置づけ：三種類の実習

- 1 入学要件としての入学前の3ヶ月間の事前実習
- 2 第1学期修了後の休暇中に行う4週間のフィールドスタディ（これは職業訓練というより、関心のある領域で研究テーマを見出すことが主たる目的である。）
- 3 第5学期終了後に行う22週間の実習（これはプロジェクトモジュールに組み込まれている。）

## ② NRW カトリック大学 (NRW 州) <sup>2)</sup>

名 称 : NRW カトリック大学

課 程 : 学士課程 (Bachelor) は、6 学期 (3 年制)。

全体の履修規定時間は 5400 時間、180 単位。

実習は 94 日間。

ソーシャルワーク養成教育のプログラムは、大きく以下の五領域のモジュールに分類されることで、EU 諸国の大学同士での単位互換が可能となる <sup>3)</sup>。

領域 I : 学術的思考と活動の基礎

モジュール 1 : 「学問的基礎と活動の基礎」

モジュール 2 : 「研究計画 I」

モジュール 3 : 「テーマと研究の重点分野を掘り下げる」

モジュール 4 : 「モジュール 3」と同じ。

モジュール 5 : 「学士論文」

領域 II : 科学として並びに専門職としてのソーシャルワーク

モジュール 6 : 「科学的ソーシャルワーク入門」

モジュール 7 : 「ソーシャルワークの歴史的体系的アプローチ」

モジュール 8 : 「概念的行動の基礎」

モジュール 9 : 「ソーシャルワークの理論」

モジュール 10 : 「専門的介入と専門職的視点」

モジュール 11 : 「ソーシャルワークの専門職的視点」

領域 III：ソーシャルワークの社会的並びに規範的基礎

モジュール 12：「ソーシャルワークの法律的基础」

モジュール 13：「ソーシャルワークの社会的基礎と限定条件」

モジュール 14：「ソーシャルワークの政治的・経済的基礎と限定条件」

モジュール 15：「ソーシャルワークの基礎と限定条件としてのエトスの倫理」

領域 IV：人間の存在と意義

モジュール 16：「人格：哲学と神学における人間の問題」

モジュール 17：「認知と形態 人間の美的文化的次元」

モジュール 18：「行動と体験 人間の心理社会的次元」

モジュール 19：「発達、教育、社会化」

モジュール 20：「健康、疾病、障害」

領域 V：実践領域

モジュール 21.1：「選択分野 1 労働と経済」

モジュール 21.2：「選択分野 2 教育と保障 人間の心理社会的次元」

モジュール 21.3：「選択分野 3 保健・医療」

モジュール 21.4：「選択分野 4 参加」

モジュール下の開講科目一覧：

- ・ヨーロッパにおけるソーシャルワーク
- ・高齢者におけるソーシャルワーク
- ・障害者におけるソーシャルワーク（児童から高齢まで）
- ・移民におけるソーシャルワーク 4)
- ・精神障害者と依存症患者におけるソーシャルワーク
- ・ソーシャルワーク実践のための芸術の概念と実践
- ・精神病理学におけるソーシャルワークの導入
- ・児童と青少年における性的虐待の行為者と被害者
- ・コミュニケーションと専門職業の関係
- ・面接会話指導
- ・システム理論と精神分析の見解から個別、グループに対するソーシャルワーク
- ・児童と青少年における虐待放棄のための教育
- ・ソーシャルワークにおける芸術療法
- ・ソーシャルワークの医学的基礎
- ・慢性的疾患の要介護者と障害者へのソーシャルワーク
- ・国際ソーシャルワーク
- ・海外実習におけるスーパービジョン

実習 5)：「大学入学前」に、2～3ヶ月間の社会福祉実習が課せられている。

「実習Ⅰ段階」として、入学後1年間以内に15日間の実習が課せられている。

「実習Ⅱ段階」として、2年生に30日間の実習が夏休みの間に課せられている。

「実習Ⅲ段階」として、3年生に49日間の実習が学期期間間に課せられている。

卒業までに、計94日間の実習が課せられている。

- ・実習分野については、「モジュール 21」の「選択 1」～「選択 4」の中から選択する。

- ・学生には、研究成果の報告と発表を行うことが課せられているが、毎日の実習ノートの記録の義務などはない。
- ・実習指導者の要件については、原則的に 2 年以上の実務経験を有する事のみが規定されている。特にソーシャルワーカーの資格要件については、記述されていない。
- ・実習指導者は、実習施設が決定する。
- ・実習指導者（施設）の主な課題：
  - ・実習生との面接を定期的に行う。
  - ・研究計画を専門的に支援する。
  - ・実習証明書の発行。
  - ・大学の实習担当教員と連絡、協力する。

### ③ 専門単科大学デュッセルドルフ（デュッセルドルフ）<sup>6)</sup>

名 称 : 専門単科大学デュッセルドルフ

課 程 : 「教養学士 (Bachelor of Arts)、Sozialarbeit/Sozial Pädagogik (社会的ワーク／社会教育学)」である。学士の取得とともに、専門資格 (Fachkompetenz) のソーシャルワーカーを得ることができる。

修学期間 : 「定期 (= Vollzeit)」が 7 学期、「非定期 (= Teilzeit)」が 12 学期。

「定期」は、一般的にはギムナジウム (ヨーロッパの中等教育機関) 修了生。

「非定期」は、就業しつつ学ぶ社会人学生向けのコース。

モジュール制 :

① 入門モジュール : 最初の 2 セメスターは「学問的研究方法」。たとえば実習志向のプロジェクトが「入門モジュール」の枠組みのなかで研究され、認識できる。

② 基礎モジュールと学際的モジュール :

5 つの専門知識領域、たとえば「基礎モジュール 1」「組成モジュール 1」のような領域のそれぞれに応じて、学際的な「基礎モジュール」が編入されている。具体的な講義にあっては、広範囲の選択可能性がある。加えて、「学際的モジュール」では、1 ゼミナールにおいて二人の教師のもと集中的な論争が可能である。

③ 実習モジュール : 3 学期に「実習モジュール」を実施。実習は 1 週間のうちの 2 日間、実習施設からの引率による。

モジュール設計 :

学歴 1 : 学修入門

- ・基礎モジュール 1 : 職業アイデンティティ
- ・基礎モジュール 2 : 社会環境下での人間的発展
- ・基礎モジュール 4 : 法的・社会政策的・制度的および社会経済的諸条件
- ・入門／プロジェクト 1 部
- ・実習指導 1

学歴 2 : 学修入門

- ・基礎モジュール 3 : 社会的構造と発展
- ・基礎モジュール 5 : 文化・芸術・メディア
- ・入門／プロジェクト 2 部

学歴 3 : 学修応用

- ・ 応用モジュール 1 : 職業的アイデンティティ
- ・ 応用モジュール 2 : 社会環境化での人間的発展
- ・ 実習モジュール : 224 時間実習
- ・ 実習指導

学歴 4 : 学修応用

- ・ 応用モジュール 3 : 社会的構造と発展
- ・ 基礎モジュール 4 : 法的・社会政策的・制度的および社会経済的諸条件
- ・ 応用モジュール 5 : 文化・芸術・メディア

学歴 5 : 学修応用

- ・ 重点プログラム 1
- ・ 重点プログラム 2

学歴 6 : 学修終了

- ・ 資格認証モジュール : 640 時間実習

学歴 7 : 学修終了

- ・ 選択モジュール
- ・ 学士論文
- ・ 学術討論
- ・ Thesis Begleitung

註

- 1) 春見静子 (2007) 「ヨーロッパ大学圏の形成とドイツのソーシャルワーカー養成の転換—その展望と課題—」『医療福祉研究第 3 号』 80-93、愛知淑徳大学医療福祉学部、3 ページ。
- 2) 三原博光 (2013) 「ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育 : NRW カトリック大学を中心に」『人間と科学』 13(1) 33-39、県立広島大学保健福祉学部誌、4-5 ページ。
- 3) 2) の 5 ページ、「ドイツのソーシャルワーク教育の大きな特徴は、他大学との単位互換制度にあると言われている。共通のモジュールと呼ばれる科目群を設定することにより、大学を変える場合にはそれを先行の大学で認定してもらうことにより、卒業要件を満たす試みである。」
- 4) 2) の 4 ページ、「『移民におけるソーシャルワーク』『ソーシャルワークにおける芸術療法』『外国におけるスーパービジョン』の科目は、移民問題を抱え、芸術をソーシャルワークの治療方法として考え、海外の社会福祉施設実習を認めるドイツの国家的特徴を反映しているのではないと思われる。」
- 5) 2) の 5 ページ、「ドイツのソーシャルワーク実習では、大学が実習生の実習指導に対して、実習謝礼を支払うと言った規定はない。むしろ、逆に大学側は学生の長期間の実習に対して、実習施設が学生に実習 (労働) への謝礼を支払うことを期待している。  
実習のなかで、外国の社会福祉施設での実習も単位として認められている。海外の実習の条件として、学生は実習担当教員との間で E メールや E-ランニングを使用できることがあげられている。この方法を通して、学生は実習指導者から実習指導を受けるのであり、学生の実習の評価については、実習施設には期待されない。したがって、大学が海外の実習施設に謝礼を支払うと言った規定はない。」
- 6) 豊田謙二 (2015) 「ドイツにおけるソーシャルワーカー養成と実践の現在 : ボローニャ・プロセスを挟んで」『総合科学』 20(2)13-34、熊本学園大学論集、14-17 ページ。
- 7) 6) の 14 ページ、「その二つを称して、近年では『ソーシャルワーク』と呼ぶ。一般には、前者が失業などの公共的領域において、後者が学校や若者の支援領域においての実践と理解されている。この二つの統合が指針とされながら、事実上『二つ』のソーシャルワークが継承されていることである。」

## 第5節 Bielefeld 応用科学大学ソーシャルワーク学士課程におけるカリキュラムの紹介

### Bielefeld (ビーレフェルト) 市の概要

Bielefeld (ビーレフェルト) は、ドイツ連邦共和国ノルトライン＝ヴェストファーレン州デトモルト行政管区群の独立市にあたる。

Bielefeld 市の人口は、1930年に現在の市域で10万人を超え、大都市と認定された。戦後、人口は1961年までに175,000人を越えたが、このうち6万人が難民あるいは被追放者として第二次世界大戦後にビーレフェルトに移住した住民であったという背景がある。2015年12月31日付では333,090人となっており、本市はオストヴェストファーレン＝リッペ地方最大の都市で、経済上の中心都市となっている。ドイツ国内の大都市リストでは18番目の規模に位置し、ノルトライン＝ヴェストファーレン州では8番目に大きな都市となっている。同州の大都市には、ケルンやドルトムントなどがある。

市の面積は、258.82 km<sup>2</sup>で、人口密度は1,287 人/km<sup>2</sup>である。

気候としては、中央ヨーロッパの海洋性気候と大陸性気候との移行部に位置している。冬は大西洋の影響により穏やかで、夏は暑く、降水量は年間を通して比較的变化はない。年間平均気温は、約7.5℃から9℃ほどである。降水は、ノルトライン＝ヴェストファーレン州で最も降水量の多い大都市の一つである。年間降水量は場所により、約800mmから1000mmの間に分布している。主な風は南西方角から吹く風である。

市の教育体制は、1969年に創設されたビーレフェルト大学には、約18,500人の学生が学んでいる。ビーレフェルト専門大学は1971年に設立され、ビーレフェルト、ミンデン、ギュータースローにキャンパスがある。ビーレフェルト・キャンパスには、工学、造形、社会／介護／健康、経済分野の学生約6,600人が学んでいる。ノルトライン＝ヴェストファーレン行政大学校は1976年に設立され、自治体行政サービス課程、国家行政サービス課程、警察行刑課程のためのキャンパスをビーレフェルトに置いている。その他、市内には、基礎課程学校47校、本課程学校11校、養護学校16校、実科学校10校、総合学校4校、ギムナジウム（ヨーロッパの中等教育機関）10校、ヴァルドルフ学校（シュタイナー教育を行う学校）1校、職業訓練学校7校、私立学校9校、音楽学校1校、芸術学校1校、州立実験校2校、大学入試資格の獲得を目的として学校である州立ヴェストファーレン補習高等専門学校ビーレフェルト、専門学校2校（食物教育、老人介護）がある。

### Bielefeld 応用科学大学ソーシャルワーク学士課程のカリキュラム（一部抜粋）

本研究の核心となる本節において、Bielefeld 応用科学大学ソーシャルワーク学士課程のカリキュラムを翻訳した。今回の研究ではそのすべてを収めることができなかつたため一部抜粋となるが、「モジュール（基礎科目）名」と「モジュールの内容」を紹介する。モジュールはA～J、P1、P2と分かれている。モジュールA～Jは教科科目にあたり、モジュールP1とP2は実習科目にあたる。また、モジュールA～FとモジュールP1、P2は「義務科目」にあたり、モジュールG～Iは「選択科目」にそれぞれ該当する。

下記の表は、ドイツ語による原典と日本語の翻訳を対比させる形をとった。これはあくまで原典を基本に据える考え方に基づくためである。

FH Bielefeld – Verkündungsblatt 2016– 27 - Seite 382–408  
 “Studiengangsprüfungsordnung für den Bachelorstudiengang Soziale Arbeit an der  
 Fachhochschule Bielefeld”  
 “Anlage 2 BA Soziale Arbeit Modulkatalog”

表 Bielefeld 応用科学大学におけるソーシャルワーク学士課程のカリキュラム  
 (一部抜粋)

－ 義務科目 －

Modul A	Sozialarbeitswissenschaftliche Grundlagen
モジュールA	「ソーシャルワーク学的な基礎」
Inhalte des Moduls:	<ul style="list-style-type: none"> <li>– Einführung in ausgewählte Theorien, Konzepte, Methoden und Praxen Sozialer Arbeit</li> <li>– Geschichte der Sozialen Arbeit unter Einbeziehung von Ethik und Menschenbildern</li> <li>– Gesellschaftswissenschaftliche Theorien bezogen auf Handlungsfelder der Sozialen Arbeit (z. B. Gender, Interkulturalität)</li> </ul> Propädeutik (4 SWS): <ul style="list-style-type: none"> <li>– Wissenschaftstheorie</li> <li>– Techniken wissenschaftlichen Arbeitens, Computeranwendung im Studium und im Berufsfeld</li> </ul>
モジュールの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・選択されたソーシャルワークのセオリー、コンセプト、メソッド、実践における導入</li> <li>・倫理、人間像を含めたソーシャルワークの歴史</li> <li>・ソーシャルワークのアクションフィールド(例えばジェンダー、異文化性)に関連した社会科学的なセオリー</li> </ul> 概論: <ul style="list-style-type: none"> <li>・学問セオリー</li> <li>・科学的業務の技術、大学教育と職業フィールドにおけるコンピューターの利用</li> </ul>
Modul B	Gesellschaftswissenschaftliche Grundlagen der Sozialen Arbeit
モジュールB	ソーシャルワークの社会科学的な基礎
Inhalte des Moduls:	<ul style="list-style-type: none"> <li>– Grundfragen, Theorien und Grundbegriffe der Soziologie und Politikwissenschaft</li> <li>– exemplarische Felder der vorgenannten Bezugswissenschaften</li> </ul>
モジュールの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会学と政治学の基礎的な質問、セオリー、基礎概念</li> <li>・これら関係学問の実例フィールド</li> </ul>
Modul C	Humanwissenschaftliche und medizinische Grundlagen der Sozialen Arbeit
モジュールC	「ソーシャルワークの人間科学的、医学的な基礎」
Inhalte des Moduls:	Grundfragen und Grundbegriffe der Psychologie, der Humanmedizin und der Gesundheitswissenschaften <ul style="list-style-type: none"> <li>– Theorien und Konzepte der Psychologie, der Humanmedizin und der Gesundheitswissenschaften</li> <li>– exemplarische Felder vorgenannter Bezugswissenschaften</li> <li>– Fachenglisch</li> </ul>
モジュールの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心理学、人間医学、健康科学の基礎的な質問と基礎概念</li> <li>・心理学、人間医療、健康科学のセオリーとコンセプト</li> <li>・これら関係学問の実例フィールド</li> <li>・専門英語</li> </ul>

Modul D	Kulturwissenschaftliche Grundlagen der Sozialen Arbeit
モジュールD	「ソーシャルワークにおける文化科学的な基礎」
Inhalte des Moduls:	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Grundfragen, Theorien und Grundbegriffe der Kultur- und Medienwissenschaft</li> <li>- exemplarische Felder vorgenannter Bezugswissenschaften</li> <li>- Grundlegende mediale und künstlerische Techniken und Ausdrucksformen</li> </ul> <p>und deren Vermittlung an Einzelne und Gruppen</p>
モジュールの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化学、メディア学の基礎的な質問、セオリー、基礎概念</li> <li>・これら関係学問の実例フィールド</li> <li>・基礎的なメディア・芸術的なテクニックと表現形式、またそれらの個人やグループへの仲介</li> </ul>

Modul E	Rechtliche und betriebswirtschaftliche Grundlagen der Sozialen Arbeit
モジュールE	「ソーシャルワークの法的、経営学的な基礎」
Inhalte des Moduls:	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Staats- und Verwaltungsrecht einschl. Verwaltungsverfahren</li> <li>- Sozialrecht, insb. Inhalte der SGB II, VIII, X, XII</li> <li>- Zivilrecht, insb. Familien- und Vertragsrecht</li> <li>- Strafrecht, einschließlich Jugendstrafrecht</li> <li>- Grundlagen der Betriebswirtschaftslehre und Sozialmanagement</li> <li>- Verwaltungs- und Organisationsmanagement</li> </ul>
モジュールの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・憲法と行政手続きを含む行政法</li> <li>・社会権、特にSGB II、VIII、X、XIIの内容</li> <li>・市民権、特に家族法と契約法</li> <li>・少年刑法を含む刑法</li> <li>・経営学の法則とソーシャルマネジメントの基礎</li> <li>・行政マネジメント(行政管理)と組織マネジメント</li> </ul>

Modul F	Sozialarbeitswissenschaft Vertiefung
モジュールF	「ソーシャルワーク学 深化」
Inhalte des Moduls:	<ul style="list-style-type: none"> <li>- Theorien der Sozialarbeitswissenschaft</li> <li>- Grundkenntnisse empirischer Forschungsmethoden und Evaluationsverfahren</li> <li>- Geschichte der Professionalisierung</li> <li>- Konzepte und Methoden</li> </ul>
モジュールの内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワーク学のセオリー</li> <li>・経験による研究メソッドとエバリュエーションの手順(手続き)の基礎知識</li> <li>・専門化の歴史</li> <li>・コンセプトとメソッド</li> </ul>

－ 選択科目 －

Modul G	Heterogenität und soziale Ungleichheit
モジュールG	「異質性と社会的不平等」
Inhalte des Moduls:	<p>alternierende Angebote aus folgenden Bereichen:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Konzepte von Migrations-, Transnationalisierungs- und Transkulturalisierungsprozessen</li> <li>- Erscheinungsformen und Erklärungsmuster interdependenter sozialer Ungleichheiten</li> <li>- theoretische Diskurse globaler gesellschaftlicher Transformationen und sozialer Ungleichheiten (wie z. B. soziale Bewegung im Kontext von Kapitalismus- und Globalisierungsdiskursen, Sozialpolitik, Wohlfahrtsstaatsregimen und Ökonomisierung)</li> <li>- Prozesse gesellschaftlicher Pluralisierung, In- und Exklusionen (z. B. im Kontext von Familien, Gender, Queer)</li> <li>- gesellschaftliche Funktionen von Beratung vor dem Hintergrund heterogener und sozial ungleicher Lebensverhältnisse</li> <li>- Handlungskonzepte und Methoden Sozialer Arbeit (z. B. Anti-Bias Approach, Empowerment-Ansatz, Social Justice, Beratung, Supervision)</li> <li>- Sozialforschungs- und ausgewählte Managementmethoden</li> </ul>
モジュールの内容	<p>内容の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移民のプロセス、transnation化のプロセス、transcultural化のプロセス</li> <li>・相互依存的な不平等の存在形態と説明モデル</li> <li>・グローバルな社会的転換のセオリー的な議論と社会的な不平等 (例えば資本主義議論、グローバルイゼーション議論、社会政治、福祉国家レジーム、経済化の文脈における社会的な変動)</li> <li>・社会的な増加のプロセス、インクルージョンとエクスクルージョン (例えば家族、ジェンダー、セクシャルマイノリティの文脈における)</li> <li>・異質的な、また社会的な不平等の人生境遇を背景とした相談の社会的機能</li> <li>・行動コンセプトとソーシャルワークメソッド (例えばアンチ-バイアス-アプローチ、エンパワメントの発端、社会正義、相談、スーパービジョン)</li> <li>・社会調査メソッドと選択されたマネジメントメソッド</li> </ul>
Modul H	Kultur, Bildung und Erziehung
モジュールH	「文化、教育、しつけ」
Inhalte des Moduls:	<p>alternierende Angebote aus folgenden Bereichen:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Kultur-, Erziehungs-, Bildungs- und Medientheorien</li> <li>- Bildungs-, Gestaltungs- und Lernkulturen</li> <li>- Modelle und Konzepte der kulturellen Bildung</li> <li>- Umweltpädagogik</li> <li>- Sozialpädagogik</li> <li>- Didaktik und Methodik ausgewählter Bildungsprozesse</li> <li>- Konzepte und Methoden der Erziehungs-, Bildungs- und Familienberatung</li> <li>- praktische ästhetische (beispielsweise bildnerische, szenische, mediale) Ausdrucksformen und Techniken</li> <li>- Medien- und Öffentlichkeitsarbeit</li> <li>- Konzepte und Methoden der Beobachtung, Dokumentation, Reflexion sowie der Analyse von Bildungsprozessen</li> <li>- Sozialforschungs- und ausgewählte Managementmethoden</li> </ul>
モジュールの内容	<p>内容の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化、しつけ、教育、メディアのセオリー</li> <li>・教育文化、形成文化、学ぶ文化</li> <li>・文化的な教育のモデルとコンセプト</li> <li>・環境教育学</li> <li>・社会教育学</li> <li>・選択された教育プロセスの教授法と教科教育法</li> <li>・しつけ(教育)相談、教育相談、家族相談のコンセプトとメソッド</li> <li>・メディアワークと大衆ワーク</li> <li>・教育過程の観察、記録、反省、分析におけるコンセプトとメソッド</li> <li>・社会調査メソッドと選択されたマネジメントメソッド</li> </ul>



Modul I	Prävention, Intervention und Rehabilitation
モジュールI	「予防、介入、リハビリテーション」
Inhalte des Moduls:	<p>alternierende Angebote aus folgenden Bereichen:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- sozialarbeiterische Präventions-, Interventions- und Rehabilitationsprozesse</li> <li>- Prozesse gesellschaftlicher Eingliederung und Teilhabe, devianten Verhaltens und sozialer Resozialisierung bzw. Ausgrenzung</li> <li>- institutionelle und rechtliche Interventionsprozesse, Interventionen in Systemen und Institutionen</li> <li>- Planung von Intervention (insbesondere Hilfeplanung) und Wirkungsbeobachtung in sozialen Helfefeldern</li> <li>- Theorien, Konzepte und Methoden psychosozialer Intervention</li> <li>- Konzepte von Prävention, Intervention und Rehabilitation sowie heilpädagogischer Ansätze in der Sozialen Arbeit</li> <li>- sozialmedizinische Präventions-, Interventions- und Rehabilitationsprozesse</li> <li>- Rahmenbedingungen, Strukturen und Akteursgruppen des Gesundheitsund Sozialsystems</li> <li>- Aspekte von Gesundheit und Krankheit in der Sozialen Arbeit und der gesundheitlichen Versorgung</li> <li>- Sozialforschungs- und ausgewählte Managementmethoden</li> </ul>
モジュールの内容	<p>内容の提案</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ソーシャルワーク的な予防過程、介入過程、リハビリ過程</li> <li>・社会的な合併と参加、逸脱行動と社会的な社会復帰または除外の過程</li> <li>・社会制度的、法的な介入過程、システムと制度における介入</li> <li>・介入の計画(特に支援計画)と社会的な支援フィールドにおける効果観察</li> <li>・心理学的な介入のセオリー、コンセプト、メソッド</li> <li>・ソーシャルワークにおける予防、介入、リハビリ、回復教育学的な始まりのコンセプト</li> <li>・社会医学的な予防、介入、リハビリ過程</li> <li>・健康システム、社会システムの枠組み条件、構造、関係者グループ</li> <li>・ソーシャルワークと健康措置における健康と病気の視点</li> <li>・社会調査と選択されたマネジメントメソッド</li> </ul>

— 義務科目 —

Modul J	Bachelorarbeit und Kolloquium
モジュールJ	「学士論文」

Modul P1	Praktikum
モジュールP1	「実習」
Leistungspunkte (Credits): 14 Credits (2 x 7 CP)	Arbeitsbelastung gesamt: 420 Stunden
単位(クレジット) 14クレジット(2 x 7 CP)	合計: 420時間

Modul P2	Praxisprojekt
モジュールP2	「実践プロジェクト」
Leistungspunkte (Credits): 45 Credits (3 x 15 CP)	Arbeitsbelastung gesamt: 1.350 Stunden
単位(クレジット) 14クレジット(2 x 7 CP)	合計: 1350時間

## 第6節 Bielefeld 応用科学大学ソーシャルワーク学士課程カリキュラムへの気づき

Bielefeld 応用科学大学ソーシャルワーク学士課程のカリキュラムにおける科目の種類は「義務科目」と「選択科目」に分けられ、モジュールA～I、P1、P2によって構成されていることがわかった。

「義務科目」では、「ソーシャルワーク学」、「社会学」、「人間科学・医学」、「文化学」、「法学・経営学」といったモジュールが分けられる。これは、第4節のアリス-サロモン専門大学における3学期のモジュール構成であったり、NRWカトリック大学の21項目のモジュールであったり、専門単科大学デュッセルドルフにおける入門・基礎・学際・実習モジュールといった4構成よりも、構成項目数は多くはなかった。

また、「モジュール内容」には、「実例フィールド」という言葉が6モジュール中3モジュールのなかに出てきた。これは、フィールドワークや演習を意識したものではないかと推測できる。

その他、「学士論文」と「実習」、「実践プロジェクト」が義務科目となっているため、このモジュールの単位を取得しないと修了はできないシステムになっている。また、「実習」のほかに「実践プロジェクト」という科目を1350時間も設けていることは、他大学のカリキュラムにも出てきていないため、Bielefeld 応用科学大学カリキュラムの特徴の一つと言

えるのではないだろうか。

「選択科目」では、「異質性と社会的不平等」のモジュール内容に、「移民のプロセス、transnation 化のプロセス、transcultural 化のプロセス」と出てくる。NRW カトリック大学にあるように、移民問題を抱えるドイツ国家の特徴を反映していると思われるモジュールが、本大学でも見られた。

他大学のカリキュラムに見られるように、ドイツのソーシャルワーカー養成教育のカリキュラムには「文化」という言葉がよく出てくる。Bielefeld 応用科学大学においても、義務科目には「文化学」、そして選択科目にも「文化、教育、しつけ」のモジュールがあり、「文化、しつけ、教育、メディアのセオリー」、「教育文化、形成文化、学ぶ文化」、「文化的な教育のモデルとコンセプト」といった内容を教授する。「文化」の教育は、ドイツにおいて特徴的な傾向を示しているのかもしれない。

「予防、介入、リハビリテーション」のモジュールでは、「ソーシャルワーク的な予防過程、介入過程、リハビリ過程」、「社会的な合併と参加、逸脱行動と社会的な社会復帰または除外の過程」、「社会制度的、法的な介入過程、システムと制度における介入」、「心理学的な介入のセオリー、コンセプト、メソッド」、「社会医学的な予防、介入、リハビリ過程」という内容になっており、ソーシャルワークの視点、社会的視点、心理的視点、医学的視点と様々な視点から、予防、介入、リハビリテーションについての過程を学んでいることがわかった。他大学のカリキュラムと見比べても、今回整理した限りではこの分野にここまで専門的な内容を含んだモジュールは見られなかったように思う。

いくつかの考察を含めて他大学のカリキュラムにおけるモジュールと共通している内容もあれば、相違する内容もあった。このように、大学ごとによって学ぶ内容の特徴というのは、ドイツのソーシャルワーカー養成教育においても多少の独自性は存在しているのかもしれない。

## おわりに

本研究は、ドイツにおけるソーシャルワーカー養成教育を学ぶため、日本で紹介されたドイツの大学におけるソーシャルワーク学士課程のカリキュラムを先行研究として整理し、そして新たに Bielefeld 応用科学大学ソーシャルワーク学士課程のカリキュラムを翻訳し、紹介する内容であった。そして世界を見渡せば、国際ソーシャルワーク学校連盟 (IASSW) がミッションとして掲げる、ソーシャルワーク教育のグローバル基準や教育の質の向上、国際連携の推進が目指されている現状があれば、一方ヨーロッパ諸国の高等教育機関改革のための「ボローニャ・プロセス」が 2 年ごとに見直され、そこでも教育の質の向上や EU 諸国内の大学連携といった活動も行われているなかでの、ドイツにおけるソーシャルワーカー養成教育のカリキュラム分析であった。

だが、今回の報告は研究レベルに達するにはまだまだ不足点があると筆者らは感じている。今回は、Bielefeld 応用科学大学のカリキュラムが一部抜粋と留まってしまったため、さらにカリキュラム全体を通じた分析が必要となる。またその課題を達成することで、ドイツ国内の各大学カリキュラムに関する統一的分析研究への道も開ける可能性がある。

また外国研究の到達点は、単なる紹介にとどまることなく、日本のソーシャルワーカー養成教育との関係性についても将来的に繋げていくことは、より社会へ貢献できるような研

究へと促すことになるだろう。日本の福祉系大学も数多く加盟している IASSW を通じて、世界への視野を持って各国のソーシャルワーカー養成教育を学ぶことで、国際的視点を持ったソーシャルワーカーの誕生により、国際化を生き抜ける専門職者という質の向上へも寄与するものがあるのではなかろうか。

#### 参考文献・資料

- Bologna Process Secretariat (2018) "MINISTERIAL CONFERENCE YEREVAN 2015", (<http://www.ehea.info/cid101764/yerevan.html>、2018.2.25 アクセス)
- Fachhochschule Bielefeld (2016) 『Studiengangsprüfungsordnung für den Bachelorstudiengang Soziale Arbeit』 Fachhochschule Bielefeld, FH Bielefeld - Verkündungsblatt 2016- 27 - Seite 382-408.
- IASSW ホームページ (2018) "IASSW - A Brief History", (<https://www.iassw-aiaets.org/brief-history/>、2018.2.25 アクセス)
- National Center of Educational Technologies (NCET) (2014) "2015 Ministerial Conference and Fourth Bologna Policy Forum", National Center of Educational Technologies (NCET) (<http://bologna-yerevan2015.ehea.info/pages/view/home>、2018.2.25 アクセス)
- 岩崎浩三 (2008) 『変わるヨーロッパのソーシャルワーク教育』、特定非営利活動法人日本ソーシャルワーカー協会ホームページ (<http://www.jasw.jp/kokusaiinfo/EUSW2008-03-19.pdf>、2018.2.25 アクセス)
- 岩田正美・小林良二他 (2011) 『社会福祉研究法——現実世界に迫る 14 レッスン』、有斐閣。
- 高等教育質保証の海外動向発信サイト: QA UPDATES - International (2017) 『ボローニャ・プロセス - 欧州アプローチ実行の過程で見えた共同教育プログラムの課題』、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構評価事業部国際課 (<https://qaupdates.niad.ac.jp/2017/12/22/peerlearningactivity2017/>、2018.2.25 アクセス)
- 豊田謙二 (2015) 「ドイツにおけるソーシャルワーカー養成と実践の現在: ボローニャ・プロセスを挟んで」『総合科学』 20(2)13-34、熊本学園大学論集。
- 春見静子 (2007) 「ヨーロッパ大学圏の形成とドイツのソーシャルワーカー養成の転換—その展望と課題—」『医療福祉研究第 3 号』 80-93、愛知淑徳大学医療福祉学部。
- 三原博光 (2013) 「ドイツの大学におけるソーシャルワーカー養成教育: NRW カトリック大学を中心に」『人間と科学』 13(1) 33-39、県立広島大学保健福祉学部誌。